

令和 2 年第 7 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 4 ~ 6 号）を除く

## 令和2年第7回教育委員会会議

1 日 時 令和2年3月26日（木） 13時30分～14時33分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

### 3 出席者

教 育 長	長 谷 川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
学校教育部長	相 沢	克 明
教育課程担当課長	佐 藤	圭 一
高等学校担当係長	野 口	浩 史
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
職員健康管理担当係長	市 川	洋 平
児童生徒担当部長	長 谷 川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	榎 原	直 志
服務・人事制度担当係長	富 本	智 也
人事係員	城	彰 浩
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	松 平	健 次
書 記	田 中	将 太

4 傍聴者 2名

### 5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

議案第2号 札幌市立高等学校及び札幌市立中等教育学校後期課程教育課程編成基準の全部改正について

議案第3号 札幌市教育委員会事務委任等規則及び札幌市立学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則案

- 議案第 4 号 学校職員に対する懲戒処分について  
議案第 5 号 学校職員に対する懲戒処分について  
議案第 6 号 学校職員に対する懲戒処分について

## 【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和2年第7回教育委員会会議を開会いたします。本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と道尻豊委員にお願いいたします。なお、中野倫仁委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。本日の議案第4号から第6号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号の規定により、公開しないこととしたいと 思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第4号から第6号までは公開しないこととい たします。

## 【議 事】

◎議案第1号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案につい て

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号、札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案につい てです。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第1号、札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正す る規則案についてご説明いたします。

「札幌市教育委員会行政組織規則」は、教育委員会事務局等の組織や各課が 所管している事務分掌等について定めている規則でございます。

令和2年度職員定数・機構の査定結果に伴い、学校教育部及び中央図書館の 事務分掌について、一部改正が必要となることから、本規則案を提出するもので ございます。

まず、機構改革の主な内容についてご説明いたします。

お手元の青いインデックスの資料1「部機構等に係る編成表」の4ページ目を ご覧ください。表の左側が現行の機構図、右側が令和2年度の新機構図となりま す。

学校教育部では、学校職員について採用から退職まで一貫した人材育成を行 い、かつ、人事・定数・研修に係る事務を一体として行う体制を構築することに より、学校職員の質の更なる向上を図ることを目的として、4ページ左側にあり ます教育推進課研修担当を6ページ右側にあります教職員課に移管することと

し、また、この移管に併せて「研修担当課長」の名称を「教職員育成担当課長」に変更するものです。

続きまして、中央図書館の機構改革についてです。編成表の一番後ろ、8ページをご覧ください。

運営企画課調整担当に属する図書・情報館について、中央図書館及び図書・情報館のレファレンス機能を一体的に強化するため、レファレンスに係る統括を担当している利用サービス課に置くことが適当であると考えることから、図書・情報館を利用サービス課に移管いたします。

また、えほん図書館について、子ども向け図書館の全国の先進事例を研究し、イベントの企画等による更なる活用可能性を検討するため、図書館の企画調査を担当する運営企画課に置くことが適当であると考えることから、えほん図書館を運営企画課に移管いたします。

これらの変更に伴い、インデックス【新旧対照表】のとおり、学校教育部に関する機構改革分については、これまで教育推進課の項目にあった研修担当課に関わる事務分掌を削除し、これを教職員課の項目に加えています。

また、中央図書館に関する機構改革分についても、図書・情報館とえほん図書館の移管に合わせた改正内容になっております。

説明は以上でございます。令和2年度の事務分掌について、本案のとおり行政組織規則を改正してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。教育委員会の行政組織の変更に伴う規則改正ということです。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 質問させていただきたいのですが、研修担当課を教職員育成担当課に変えるということですが、所属部署を教育推進課から教職員課に変えると、研修に関してより充実させていきたいという意図だと思うのですが、もう少し具体的に名称と所属を変えた理由を教えていただければと思います。

○学校教育部長 もともと教職員の研修が人材育成というところを担当していたのですが、教職員課と離れているということによって、育成・養成というのと、その後の教育へ貢献していくというところ、採用と養成というところが離れていたというところがあります。これが教職員課に変えることによって採用し、養成・育成していくということが一体化していくということで、教職員課にぶら下げる形にして、合わせて単なる研修という形ではなくて研修目的をより明確にするために教職員育成という形で進めていくということで教職員育成担当課と

いう名称にすると変更しました。

○佐藤委員 はい。これまで札幌市の教員の研修担当課は多彩なプログラムを設定されて、非常に重要な役割を担ってこられたと思いますので、今後、教職員課に入れて採用と育成ということを連動させていきたいというご趣旨ですので、引き続き非常に重要な部署になると思いますので、研修含めて教育の育成をどうぞよろしくお願ひいたします。

○石井委員 今回、図書・情報館とえほん図書館が、そのあり方から利用サービス課、運営企画課へ移管されるということで、先ほどえほん図書館はイベントもあるので、その運営だったり企画の更なる可能性が広がっていくのではという意見だったので、一市民としてもこれから図書・情報館がより利用しやすくなったり、えほん図書館を新たなあり方というか、より子ども達や親子に親しまれるような場所になるような可能性を期待しています。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号については提案通りということで決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立高等学校及び札幌市立中等教育学校後期課程教育課程編成基準の全部改正について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号、札幌市立高等学校及び札幌市立中等教育学校後期課程教育課程編成基準の全部改正についてです。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 それでは私から、議案第2号につきまして御説明申し上げます。

お手元の議案第2号「札幌市立高等学校及び札幌市立中等教育学校後期課程教育課程編成基準の全部改正について」をご覧下さい。

教育課程編成基準は、各高等学校等が、学習指導要領の趣旨に沿って適切に教育課程を編成できるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条及び33条に基づき、設置者である教育委員会が制定することとされておりま

す。

札幌市においては、昭和55年に制定し、その後、高等学校学習指導要領の改訂ごとに全部改正を行うとともに、学科やコースの新設の際に一部改正を数回行ってまいりました。インデックスの参考として現行の編成基準を添付しておりますが、これは現行の学習指導要領告示に伴い、平成23年に全部改正を行い、その後、札幌開成中等教育学校開校に伴い、平成26年に一部改正を行った基準であります。

このたび、現行の高等学校学習指導要領の全部改正に伴い、平成30年に告示され、令和4年度から学年進行で適用されることから、本基準の全部改正が必要となったところであります。

このたびご審議いただく改正案については、議案第2号の2枚目と3枚目、「札幌市立高等学校及び札幌市立中等教育学校後期課程教育課程編成基準」及び、4枚目の別記1「専門教育を主とする学科及び普通科専門コースの目標」、5枚目と6枚目の別記2「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数」となります。

改正案の具体的な内容につきまして、改正部分を中心に新旧対照表に添ってご説明させていただきます。インデックスの資料の1ページをご覧下さい。

この新旧対照表は左側が現行基準、右側が改正案を示しております。また、アンダーライン部分が改正案の該当箇所となっております。

まず、左側、現行の欄の3行目をご覧下さい。この部分は、編成基準の名称が前回改正で変更になったこと及び学習指導要領告示の年度と号数の変更に伴い、左側の現行基準の名称や年度等を右側の改正案においてアンダーライン部分の表記に修正いたしました。

次に、「1」をご覧下さい。（2）のアンダーライン部分ですが、内容上の変更はなく、新学習指導要領の規定箇所の変更に伴い、表記を修正いたしました。

次に、「3」をご覧下さい。本基準の「3」では、学習指導要領の規定により、各学校が教科や科目を設定したり、必履修教科・科目や総合的な探究の時間の単位数の一部を減じることや特定の科目の履修によって、総合的な探究の時間の履修の一部または全部を振り替えることが可能であるとされておりますので、その際に必要となる各校長から教育長への届出義務を規定しております。2ページ目の（3）からのアンダーライン部分については、内容に変更はなく、新学習指導要領の規定箇所の変更に伴うものと「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に名称変更されたことに伴う修正となっております。

また、右側の改定案（8）については、新学習指導要領において、新設され

た教科である理数の履修をもって、総合的な探究の時間の履修に振り替えることが可能と規定されたことを受けて、他の項目同様、教育長への届出義務を追加しております。

次に、「4」をご覧下さい。本基準の「4」では、本基準の適用時期について規定しておりますが、改正案（1）については、本基準の改正の適用が開始される年度の変更に伴い、修正いたしました。また、本基準の改正が適用される前年度までの入学生については現行基準が適用されることから、（2）を追加いたしました。

最後に、4ページと5ページの別記2を御覧下さい。

別記2においては、主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数を具体的に規定しております。この部分は、新学習指導要領において、現行と同様、設置者が定めることとなっております。

例えば、5ページ左下に、「9英語に関する各科目」の科目名と標準単位数を示しておりますが、一段目をご覧いただくと、左側の現行基準では「総合英語」の標準単位数を3から14単位と規定しているのに対し、右側の改正案では、「総合英語Ⅰ」を3から7単位、「総合英語Ⅱ」を4から8単位、「総合英語Ⅲ」を4から8単位と改正しております。

このように、他の教科・科目においても、科目の変更や追加等に伴い、新学習指導要領の記載内容を踏まえるとともに、すでに昨年11月に決定済みの道立高等学校教育課程編成基準の規定を参考として、市立高等学校の特色を踏まえ、必要な見直しを行ったものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○長谷川教育長　ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

○佐藤委員　単純な質問ですが、2ページの改正案の（8）で「理数探究基礎」、「理数探究」という科目名が出てきているのですが、5ページの改正案の理数に関する各科目に「理数探究」という科目名が見当たらないのはどういうことですか。

○学校教育部長　実はこの「理数探究基礎」、「理数探究」というのは普通教科理数に設定されている科目です。国語、数学、理科と同様なのですが、今別記の2で示しているところは、主として専門教科ということになりますので、わかりづらいのですが専門教科の方の理数ということです。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号についても提案通りということで決定させていただきます。

○議案第3号 札幌市教育委員会事務委任等規則及び札幌市立学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして議案第3号、札幌市教育委員会事務委任等規則及び札幌市立学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則案についてです。事務局から説明をお願いします。

○教育推進・労務担当部長 私から、議案第3号「札幌市教育委員会事務委任等規則及び札幌市立学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則案」について説明いたします。

今回は教職員課職員健康管理担当係の所管する札幌市立学校職員健康審査会規則について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員に係る制度が創設されることを受け、一部改正を行うものと、札幌市教育委員会事務委任等規則の同様担当部分について、改正漏れがあったことから、併せて所要の規定整備を行うものです。

それでは、議案書にインデックスで「資料」と付けられたページをお開きください。こちらに沿って説明させていただきます。

1点目、札幌市教育委員会事務委任等規則は、札幌市教育委員会の権限に属する教育事務のうち教育長に委任等を行う事項を定めた規則となっております。

今回の改正は、事務委任規則の条文で参照している表彰規則が、平成29年4月に一部改正された際、条項の番号に変更があったことから、事務委任規則上の条文における表彰規則の条項の番号も変更すべきところ、改正が行われていなかつたことから、今回、改正を行うものです。

具体的には、表彰規則で定める「市立学校関係職員で、勤務成績が優良で勤続年数が10年、20年及び30年に達したもの」、いわゆる、職員の永年勤続表彰における受賞の決定を、教育長の専決の扱いとしてきたことから、引き続き同様の取扱いとして条文の整合性を図るため、所要の規定整備を行うものです。

2点目、札幌市立学校職員健康審査会規則は、市立学校に勤務する職員のうち傷病により休職し、又は長期に休務した者等が、復帰して勤務することの適否を判定する、札幌市立学校職員健康審査会に関する規則となっております。

この改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員に係る制度が創設され、令和2年4月1日から施行されることを受け、規則改正を行うものです。

改正内容としては、会計年度任用職員についても健康審査会規則を適用し、傷病等からの復帰の際に合議制である審査会の判定により、十分に職務に耐え得ることの確認が必要であることから、健康審査会規則上の職員の定義に会計年度任用職員を加えることと、いわゆる期限付の教諭など、臨時的任用職員については、これまでも健康審査会規則の適用の対象としてきたところですが、改めて臨時的任用職員が対象になることを明確にするため、規定整備を行うものです。

なお、これらの規則案の施行期日はいずれも令和2年4月1日としております。

規則案の考え方やその内容等につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。条項番号の変更漏れということと会計年度任用職員に伴う変更でございます。ご質問等ありましたらお願ひいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号については以上でございます。

○長谷川教育長 議案第4号から第6号につきましては、公開しないこといたします。

傍聴の方は恐縮ですが、ご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開